

城陽市公告第2号

地域農業経営基盤強化促進計画の変更案を作成したので、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定により公告し、次のとおり公衆の縦覧に供します。

なお、利害関係人は、当該地域農業経営基盤強化促進計画の変更案について、縦覧期間満了の日までに本市に意見書を提出することができます。

令和8年（2026年）1月27日

城陽市長 村田 正明



1 地域農業経営基盤強化促進計画の変更案を作成した地区

- (1) 久津川地区
- (2) 寺田地区
- (3) 富野地区
- (4) 青谷地区

2 縦覧場所

城陽市寺田東ノ口16番地、17番地
城陽市まちづくり活性部農政課

3 縦覧期間

令和8年（2026年）1月28日から同年2月10日まで（市の休日を除く。）

4 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで